

# ガソリン価格高騰時における 軽油引取税の「上乗せ課税」停止措置の凍結について

このたびの東日本大震災により、燃料の小売価格が高騰しましたが、今後トリガー制度が発動されて税率が下がった場合、全国各地で不要不急の買いだめが起こり、被災地に燃料が十分に行き渡らないおそれがあることから、**当分の間、トリガー制度が凍結**されることとなりました。

## トリガー制度とは・・・?

#### ◇ トリガー制度発動

レギュラーガソリンの平均小売 価格が、

3ヶ月連続して<u>160円を超える</u>





財務大臣が告示した翌月の初日 から、軽油引取税の税率の

上乗せ分の課税が停止される



### ◆ トリガー制度停止

レギュラーガソリンの平均小売 価格が、

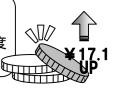
3ヵ月連続して<u>130円を下回る</u>





財務大臣が告示した翌月の初日 から、軽油引取税の税率に 上乗せ分が加算され、トリガー制度

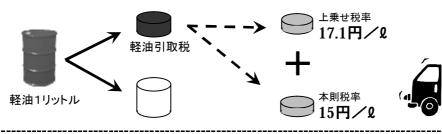
発動前の税率に戻る



#### 【 一口メモ 】

軽油には、1リットルあたり約32円の軽油引取税が課税されていますが、このうち約17円が「上乗せ課税」されているものです。

(以前は「暫定税率」と呼ばれていました。)



【お問い合わせ先】

〒990-8570

山形県山形市松波2-8-1

山形県総務部税政課 課税担当

TEL: 023-630-2068, 2069